個人情報保護委員会 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

担安	三 区分												
管理 医分	分野	──────提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係 府省 団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
34 B 地方に対する規制緩和	11_その	報の、水道 事業者から	用に関する情報を他の行政機関に提供可能にすることを求める。	「空き家の発生を抑制する特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円控除)」においては、家屋所在地の市区町村が「被相続人居住用家屋等確認書」(以下、確認書)を交付することが必要となるが、その際、市区町村が特例を受けようとする家屋が居住等の用に供されていないことを確認するため、電気・ガス又は水道の使用中止日が分かる書類等が必要とされている。申請者は確認書の交付を受けるため、戸籍謄本等を入手の上、電気・ガス・水道会社等に使用中止日に関する書類を請求する必要があり、申請者の負担となっている。そのため、本人の同意を得た上で、水道事業者から水道の使用に関する情報を行政機関に提供することを可能にすることにより、市区町村側で空き家における水道の使用中止日を把握し、当該家屋が居住等の用に供されていないことを確認することができ、特例措置の活用にあたっての申請者の負担の軽減や、制度を案内する市区町村の負担軽減にもつながる。なお、確認書の交付には、電気・ガス・水道のいずれかが使用されていないこと1つの証明があればよいとされており、当市においては水道事業を企業団として運用しており、行政機関同士で連携が図れることから、水道事業者に限定をして提案をしている。	ず、行政機関が社会インフラの使用情報を把握可能とすることで、様々な住民の申請書類が省略できるととなり、住民の申請に要する負担を減らすことが可能となる。また、行政機関も自ら情報を得ることができ、確実かつ効率的な事務処理に繋がる。	を の二、空き家の発 生を抑制するため の特例措置(空き			所沢市、豊田市、山市、山市、山市、山市、山市、山市、山市		形式を工夫し行うものであり、地域の実情にあった方法で、水道の需要者へ情報を提供いただきたい。また、地方公共団体における個人情報の取扱いについては、地域の特性に応じ、それぞれの団体が定める個人情報保護条例によって規定されている。そのため、当該団体に御相談いただきたい。なお令和5年4月1日からは地方公共団体における個人情報の取扱いの根拠は、各団体の個人情報保護条例から全国的な共通ルールである個人情報保護法に一元化されることとなる。個人情報保護法上、公営企業管理者を含む地方公共団体(一部事務組合を含む。)の機	において例として記載した「空き家の発生を抑制する特例措置」のように、「本人が希望し、更に同意を得た上で利用目的の範囲内において個人情報を利用又は提供すること」がほとんどであると想定される。また、当市を含むほとんどの地方公共団体の個人情報保護条例においては「個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならないが、本人の同意があるとき又は本人に提供するときはこの限りではない」と規定されているものと思料する。したがって、水道事業者から他の行政機関への水道使用情報の提供について、第1次回答でお示しいただいたような条件を満たす場合は、一般的に、個人情報保護の観点からも提供して差し支えない	
37 B 地方に対する規制緩和	11_その	が市町村等 の固定資産 評価補助員 等から地方 税法第353	ら地方税法第353条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことを明確化すること。	市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税する ために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書 類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、 地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提	納税者の信頼の確保が促進される。また、施工業者等から図面等の提出がされる場合には、PDFデータ等の電子的な手段を用いられることが期待されることから、地方税の分野における更なデジタル化を促進することに寄与する。	る 個人情報の保護に 関する法律第27条	護委員会、	別添資料あり	走市深達宮戸市八相石井市城槻県周町市、川市城市、王模川市、陽市、防、、、赤市、県、桶子原県、常市、出大八留平、森、入川市市、豊滑、鳥雲島幡頭市伊町水間市、、福橋市高取市(浜	い。 〇当市においても、家屋調査及び評点付設にあたり、図面・見積書の提出を拒まれるケースが散見される。現地調査を縮小し、図面評価にシフトしているコロナ禍の調査においては、家屋図面等の資料の提出なしに正しく評価を行うことが、非常に困難となっている。特に、中~大規模非木造家屋の評価において、資材量を把握して評価計算を行うためには、竣工図・見積書の提出が必要であるため、これを促すためにも個人情報保護法に抵触しない旨の後ろ盾を講じていただければ、説得しやすい環境になると考える。 〇住宅等の施工業者から紙媒体による図面の交付もしくは提供を拒まれる事案がある。図面に地番、所有者の記載がある場合に個人情報保護法で守られるデータとなるのか基準は必要である。 〇納税義務者より資料を取得することを原則としているが、接触ができない事例もあり施工業者より取得できれば事務負担の軽減につながる。 〇市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことか	の規定に基づき、協力を要請し、又は質問し若しくは帳簿書類その他の物件の提出等を要請してきた場合に、個人情報取扱事業者が、これに応じて、納税義務者等の個人データを市町村に提供することは、個人情報保護法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当する。このため、個人情報取扱事業者は、納税義務者等の個人データをする。	いて個人情報取扱事業者へ説明している内容と同一であることから、現行のままでは、支障が解消されないことが考えられる。ついては、関係府省から関係する個人情報取扱事業者(建設業の許可を受けている者等)に対して、通知等の発出等によって、早期にご周知いただきたい。	

個人情報保護委員会 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

					対応方針の措置(検討)状況			
府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容 	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 利用目的の範囲内として通常提供できるものなのか、利用目的外ではあるもののなんらかの個別法により、「空き家の発生を抑制するための特例措置」と同様に使用可能であるのか、本人不在の空き家の所有者でも何らかの形で本人の同意をとったものとみなせるのか、今回の改正により対応可能な範囲について十分な回答を示されたい。		地方公共団体における個人情報の取扱いについては関係府省庁と 内容を確認の上、第1次回答でお示しした内容について、周知を検 討させていただきたい。	5【個人情報保護委員会(3)】【厚生労働省(43)】 個人情報の保護に関する法律(平15法57) 水道事業者(水道法(昭32法177)3条5項)が保有する水道の使用 情報については、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行 政機関等への提供が可能であることを明確化し、水道事業者及び都 道府県に令和4年度中に通知する。	重知	令和5年3月16日	水道の使用情報の提供等に関する個人情報の取扱いについて、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が可能であることを水道事業者及び都道府県の通知した(「水道の使用情報の提供等に関する個人情報の取扱いについて」(令和5年3月16日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課事務連絡))。	
	【全国市長会】 提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。		今後、関係省庁において、周知を図ることを検討する。	5【個人情報保護委員会(2)】【総務省(13)】【国土交通省(8)】 地方税法(昭25法226)及び個人情報の保護に関する法律(平15法 57) 事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権(同法353条1項)に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者に納税義務者等の家屋の図面などの個人データ(個人情報の保護に関する法律16条3項)の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報の保護に関する法律27条1項1号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。	Q&Aの更新による明確化 文書による周知	31日更新、同年4月1日から過	・「『個人情報の保護に関する 法律についてのガイドライン』 に関するQ&A」(令和5年3月 31日更新、同年4月1日適用) ・「固定資産税等の質問検査 権への対応等について」(令和 5年4月5日付け国土交通省 不動産・建設経済局建設業課 事務連絡)	